

令和7年3月1日

被保険者各位

テルモ健康保険組合

理事長 本庄 正治

(公印省略)

公 告

令和7年度 任意継続被保険者の標準報酬月額

下記の通り、令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額上限が決定いたしましたのでこれを公告します。

【任意継続被保険者の標準報酬月額上限】 410,000円 (変更なし)

令和6年9月30日における全被保険者の平均標準報酬 423,157円 による

【上記の適用期間】 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

令和7年4月分保険料より適用

(注)任意継続被保険者の保険料は①退職時の標準報酬月額②平均標準報酬月額(上記)

①②いずれか低い方に保険料率をかけ算出し、負担割合は全額個人負担となります。

以 上